市役所からのお知らせ

令和元年度国民健康保険税の納付が始まります

平成30年中（平成30年1月～12月）の所得金額の確定に伴い、令和元年度の国民健康保険税（国保税）を決定し、納税通知書を6月中旬に世帯主あてに郵送します。国保税額を確認し、各納期限内に納付をお願いします。

※特別徴収（年金からの天引き）により国保税を納付している世帯には、特別徴収賦課決定通知書を7月中旬に世帯主あてに郵送します。

●国保税の納付義務者は世帯主です！

住民票上の世帯主が国保加入者ではなくても世帯の中に国保加入者がいれば、世帯主が国保税の納付義務者になります。

●問い合わせ先 国保年金課 国保担当

令和元年度国民健康保険税の改正

●最高保険税額が変更になります

	改正前	改正後
医療保険分	58万円	61万円
後期高齢者支援分	19万円(変更なし)	
介護保険分	16万円(変更なし)	

●所得が少ない世帯に対する国保税（均等割額・平等割額）の2割・5割軽減対象が拡大されます

国保税の均等割額・平等割額には、被保険者の人数とその総所得金額等の合計（擬制世帯主の総所得金額等を含む）に応じて、2割・5割・7割の軽減があります。

令和元年度以降の国保税は、以下のとおり軽減判定所得基準が変更となり、軽減対象世帯が拡大されます。なお、この軽減に申請は不要です。

平成30年度までの軽減判定所得基準

2割軽減 適用世帯	[基礎控除額(33万円)＋50万円×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)]以下の世帯
5割軽減 適用世帯	[基礎控除額(33万円)＋27.5万円×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)]以下の世帯

令和元年度からの軽減判定基準

2割軽減 適用世帯	[基礎控除額(33万円)＋51万円×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)]以下の世帯
5割軽減 適用世帯	[基礎控除額(33万円)＋28万円×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)]以下の世帯

※7割軽減の対象となる基準に変更はありません。

※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度へ移行した人のことです。

資産等報告書の閲覧

市長、副市長、教育長および市議会議員から提出された資産等報告書は、筑紫野市政治倫理条例第4条の規定により閲覧することができます。

※資産等報告書は、毎年1月1日現在の資産、地位および肩書ならびに前年1年間の収入、贈与、もてなし、税などの納付状況について提出されるものです。

●閲覧開始日 6月14日（金）

●閲覧場所 市役所4階情報公開コーナー

●閲覧時間 8時30分～17時

※土・日曜日、祝日、12月29日～翌年1月3日は閲覧できません。

●問い合わせ先 総務課

児童手当現況届を受け付けます

●児童手当現況届とは

現在、児童手当を受けている人は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。

この届は、養育している児童の数、所得額、年金の加入状況、住所などを確認し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを審査するためのものです。この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、必ず期限内に提出してください。

また、転出などで6月以降に受給資格がなくなる場合でも、必ず現況届の提出が必要です。

なお、5月中に転出した場合は、現況届を提出する必要はありません。

※現況届の提出が必要な人には、6月上旬以降に通知書を郵送します。通知書を受け取った後に手続きしてください。

●提出書類

現況届および添付書類は、受け取った通知書を確認して提出してください。

●受付期間　6月10日(月)～7月3日(水)必着

●提出方法

▽郵送する場合

現況届(添付書類含む)を子育て支援課宛てに郵送してください。

▽市役所に持参する場合

受付期間中、市役所1階多目的ホールで受け付けます。(9時30分～16時。土・日曜日、祝日を除く)

●送付・問い合わせ先

〒818-8686(住所記入不要)　子育て支援課 子育て支援担当

令和元年度介護保険料の通知書を発送します

●「普通徴収」で納付する人

6月中旬に「介護保険料納入通知書」を送付します。

●「特別徴収」で納付する人

7月中旬に「介護保険料賦課決定通知書」を送付します。

●普通徴収とは?

納付書または口座振替で納付する方法です。新たに65歳になった人、市に転入したばかりの人、年金が年額18万円未満の人が対象となります。納期は6月～2月の9回になります。

※年度の途中から特別徴収になる人は、その前月までが納期となります。

●特別徴収とは?

年金の支払月(年6回)に、年金からあらかじめ差し引いて納付する方法です。年金が年額18万円以上の人が対象となります。

※年金が年額18万円以上でも普通徴収となる場合があります。

4月、6月、8月の保険料額は、前年度の保険料段階を参考に徴収しています。今回の通知により、令和元年度の保険料年額や10月以降の1回ごとの保険料額を決定していますが、次年度以降の金額をなるべく均等な額にするため、8月の保険料額を変更している場合がありますので、通知書を確認してください。

●問い合わせ先　高齢者支援課 介護保険担当

介護保険施設の負担が軽減される場合があります

申請により「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けることで、食費と居住費(滞在費)が減額される場合があります。

●対象者

①生活保護を受給している人

②住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も非課税)で、預貯金等が単身で1000万円以下、夫婦で2000万円以下の人

※軽減の有効期間は申請を受け付けた月の1日までしかさかのぼれませんので、サービスを利用する前、またはサービスを利用する月中に申請をお願いします。

●対象となる施設とサービス

▽介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

▽地域密着型介護老人福祉施設(地域密着型特別養護老人ホーム)

▽介護老人保健施設

▽介護療養型医療施設

▽介護医療院

▽短期入所生活介護・療養介護(ショートステイ)

●問い合わせ先　高齢者支援課 介護保険担当

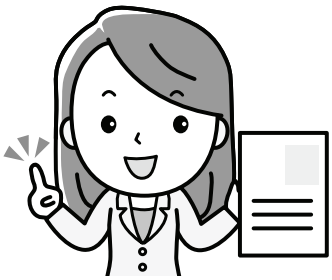

第34回筑紫野市民水泳大会　出場者募集

●**日時**　7月7日（日）、14時開会（13時受付開始）
●**会場**　二日市中学校プール
●**対象**　市内に在住または通勤・通学している小学生以上の人
●**内容**
▽1人2種目までエントリー可（リレーは含まない）
▽リレーは当日申し込みです。
●**年齢区分**
「小学生」→小学校1～6年生、「学生」→中学生・高校生、「一般」→18歳以上
「B」→小学校4年生以下、「C」→小学校5・6年生、「D」→中学生、「E」→高校生および平成13年4月2日から平成16年4月1日生まれの人
●**申込方法**　電話、FAXまたはホームページから申し込んでください。
●**申込期限**　6月17日（月）、17時まで
●**申し込み・問い合わせ先**　文化・スポーツ振興課 スポーツ振興担当（生涯学習センター内）
▽☎（925）4802
▽FAX（923）0416
▽市ホームページ→教育・人権・文化・スポーツ→スポーツから申し込み

●**福岡県民体育大会夏季大会について**
重要なお知らせ
本大会は年齢区分B、C、D、Eのみ福岡県民体育大会夏季大会の選考会を兼ねています。この年齢区分に該当し、かつ県民体育大会夏季大会に出場を希望する人は、必ず出場してください。（大会当日、別の大会に出場する場合は事前にご相談ください）
この年齢区分以外の人（18歳以上）は、市民であれば誰でも出場できます。
県民体育大会夏季大会の申し込みは、市民水泳大会当日に受け付けています。（事前申し込み可）

	25m	50m	100m
板キック	小学生	－	－
自由形	小学生一般	B・C・D・E 18～29歳 30～39歳 40歳以上	学生
平泳ぎ			
背泳ぎ			
バタフライ			
リレー	小学校対抗（25m×4） 一般男・女（50m×4）		

※下線は県民体育大会競技種目です

国民健康保険・後期高齢者医療　はり・きゅうの助成制度

市では、健康の保持・増進のため、一定の助成が受けられる「はり・きゅう受療証」を交付しています。
●**受療方法**
市指定のはり・きゅう施術所で施術を受けるときに、保険証と一緒に提示してください。
●**助成内容**
施術1回につき次の金額を助成します。（マッサージなどは適用外）
①1術　はり・きゅうのいずれかを受療→650円
②2術　はり・きゅうの両方を受療→770円
●**助成限度**
1日1回、かつ1カ月に10回まで（1疾病に限ります）
●**施術の範囲**
神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症
●**申請に必要なもの**
本人確認できるもの（保険証、免許証、パスポート、住基カードなど）、印鑑
■**すでに受療証を持っている人は**
【国民健康保険被保険者】
受療証の有効期限は6月30日までです。7月以降も受療証が必要な場合は、6月3日（月）以降に、申請に必要なものを持参し、申請をしてください。
●**申請・問い合わせ先**　国保年金課 国保担当（市役所1階2番窓口）
【後期高齢者医療被保険者】
受療証の有効期限は6月30日までです。昨年1年間に受療証を使用した人に7月以降も使用できる新しい受療証を送付します。1年間受療証を使用しなかった人で受療証が必要な人は、申請に必要なものを持参し、申請をしてください。
●**申請・問い合わせ先**　国保年金課 医療年金担当（市役所1階1番窓口）

第73回　介護者のつどい「介護のストレスケア」

今、現代社会は、ストレス社会と言われます。ストレスを正しく理解し、ためないために一緒に学びましょう。（参加無料・申込不要）
●**日時**　7月9日（火）、13時30分～15時30分
●**場所**　生涯学習センター3階視聴覚室
●**講師**　田中 順子さん（介護支援専門員・認知症ケア専門士）
●**駐車場には限りがあります。できるだけ公共交通機関をご利用ください。**
●**問い合わせ先**　高齢者支援課

6月1日から水道週間が始まります

●水道週間スローガン
「いつものむ　いつもの水に　日々感謝」

水は国民の生活に不可欠なものであり、その水の安定的な供給を目指して水道の整備が図られてきました。

現在ではほぼ全域にわたる普及率を達成し、今や水道は生活基盤として欠かせないものになっています。その一方で、水道施設の老朽化の急速な進行や耐震化の遅れ、人口減少に伴う料金収入の減少などの課題に直面していることも現実です。

水道を取り巻く時代の変化に対応し、将来にわたり持続可能な水道とするためには、水道の基盤の強化に早急に取り組む必要があります。

東日本大震災や近年の大規模災害などを教訓にして、災害対策、危機管理面の強化も大切な取り組みとなります。

このような状況を踏まえ、国民に対して、水道の現状や課題について理解を深め、今後の水道事業の取り組みについて協力を得るために「水道週間」を機会に広報活動を実施します。

●問い合わせ先　上下水道料金総務課財務管理担当

健康講座を開催します

市民の皆さんの健康増進のため、市内の病院と連携して健康講座を開催します。病気に対する知識と予防・健康に関する情報について講師が分かりやすく講演します。（参加無料・事前申込不要）

●開催日・テーマ・講師
▽6月13日（木）、15時～16時
「あなたは糖尿病ではありませんか?」
～血糖測定を体験しよう～
石井 英博さん（糖尿病内科医）
下川 要さん（糖尿病看護認定看護師）
▽7月11日（木）、15時～16時
「救命処置の水難事故対応」～心臓マッサージの体験型講習～
宮川 貴圭さん（麻酔科医）
上杉 祥太さん（救急看護認定看護師）

●場所　生涯学習センター3階学習室5

●定員　60人

●問い合わせ先　健康推進課（カミーリヤ内）☎（920）8611

クリーンヒル宝満リユース家具の即売会

クリーンヒル宝満に持ち込まれた家具類で、再利用できるように修理したものを展示・販売します。

●購入対象者　筑紫野市、小郡市、基山町のいずれかに住んでいる人

●販売品目　家具類（約200点）
※1人につき2点まで購入できます。

●販売日時　6月19日（水）、9時～16時（12時～13時は昼休み）

●販売価格　1点2000円以内

●購入方法
①希望の品の値札を取り、クリーンヒル宝満管理棟で申込書を受け取り、記入してください。
②代金を支払い、持ち帰りください。
※配送はしません。当日持ち帰りができない場合は、6月28日までに引き取りに来てください。（土・日曜日、祝日は休み）
※下見はできません。一部のリユース家具の写真をクリーンヒル宝満のホームページに6月3日（月）から掲載予定です。

●販売会場・販売に関する問い合わせ先　クリーンヒル宝満（市内大字原田1389）
▽☎（926）5300
▽HP http://houman.sakura.ne.jp

●その他問い合わせ先　環境課

文化会館大ホールの利用を停止します

筑紫野市文化会館では、大ホール天井耐震化の改修工事を予定しています。工事期間中は、大ホールの利用ができませんので、ご協力をお願いします。

詳細は問い合わせください。

●利用停止期間（予定）　令和2年7月1日（水）～11月30日（月）

●利用停止箇所　文化会館大ホール
※第1会議室および研修室は利用できます。ただし、工事の音が聞こえる場合がありますのでご了承ください。

●問い合わせ先　文化会館☎（925）4321

問い合わせ先で電話番号を掲載していない課・担当などは、市役所本庁 ☎(923)1111 にお願いします。

6月9日(日)は「ごみゼロ運動」の日です

ごみゼロ運動は、道路上などに散乱している空き缶、空きビン、紙くずなどを収集する運動です。

●ごみの処理

▽可燃物(地域清掃用指定袋)
▽缶(缶用指定袋)
▽ビン(ビン用指定袋)
▽不燃物(不燃物用指定袋)
に分別し、各行政区で決められたごみゼロ運動時の集積場所に出してください。

●収集しないもの

▽家庭からのごみ
▽家電4品目(テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機など)
▽粗大ごみなどの不法投棄物
▽放置自転車

●指定袋の配付

各行政区の環境衛生推進員に配付します。

※集積場所が不明な場合や、指定袋が不足する場合は、各行政区の環境衛生推進員にご連絡ください。
※実施日の異なる行政区もあります。

●問い合わせ先 環境課

消費生活センターだより

消費生活センター相談専用電話
(923)1741 平日 ●9時～11時45分 ●13時～16時30分

消費者基礎講座を開催します！

筑紫野市消費生活センターでは、市民の皆さんに悪質商法や消費生活に関する被害を少しでも防止してもらうため、専門知識を持つ生活の達人を講師に招き、「筑紫野市消費者基礎講座」を開催します。

●場所 生涯学習センター3階学習室5
●時間 10時～12時
●定員 先着60人
●受講料 無料
●申込方法 ハガキ、FAX、電子メールのいずれかで「①住所②氏名③電話番号④希望する講座(第○回)と講座名」を明記のうえ、危機管理課まで申し込んでください。
※受講無料。複数申し込み可。電話での申し込みはできません。受講確定者には、受講決定通知を送付します。講座内容は変更する場合があります。
●申込期限 6月14日(金)まで
●申し込み先
▽あて先 〒818-8686(住所記入不要)
筑紫野市危機管理課
▽FAX(921)8666
▽電子メール
anan@city.chikushino.fukuoka.jp

●講座日程・内容・講師

第1回 7月3日(水)	「さまざまな決済手段について学ぼう(キャッシュレス決済など)」 **講師** 財務省 福岡財務支局
第2回 8月7日(水)	「高齢者向け住まいの種類と選び方のポイント」 **講師** 公益社団法人 全国有料老人ホーム協会
第3回 9月4日(水)	「野菜を楽しみ、もっと健康に」 **講師** キユーピー株式会社
第4回 10月2日(水)	「暮らしの中の危険と損害保険」 **講師** 一般社団法人 日本損害保険協会 九州支部
第5回 11月6日(水)	「相続・遺言の基礎知識」 **講師** 福岡県金融広報委員会事務局